



Title	犯罪被害者とは
Author(s)	藤田, 博
Citation	架橋, 9, pp.51-71; 2008
Issue Date	2008-03
URL	http://hdl.handle.net/10069/35970
Right	

This document is downloaded at: 2019-09-23T09:56:10Z

犯罪被害者とは

藤田 博

筆者の藤田博さんは一九四九年福岡県に生まれ、高校卒業後、熊本高等看護学校を経て、一九七三年四月、九州大学医学部付属病院精神科に就職。一九九五年四月から放射線部に勤務している。一九九七年十月に大学生のストーカーに妻・とし子さんを殺害された。翌九八年、大学生は「犯行当時、責任能力はなかった」として不起訴、措置入院。その後は全国犯罪被害者の会・あすの会の幹事を務めながら体験をもとに犯罪被害者の現状とその改善を訴えている。著書に『妻はストーカーに殺された』（WAVE出版・二〇〇〇年）がある。

なお、本稿は二〇〇七年十二月十一日 長崎大学での講演を再録、一部加筆したものである。

(テープ・リライター 福田 三希)

一

今回は「犯罪被害者と人権」というテーマですので、私は「犯罪被害者とは」という題目で講演させていただきます。今回の講演は昨年（二〇〇七年）福岡高等検察庁で講演した題材を中心に講演させていただきますので、ご了承下さい。

今、紹介にありましたように全国犯罪被害者の会、通称あすの会で幹事をさせていただいています。一応、九州では私が代表を務めさせてもらっています。

まず、私がどのような犯罪被害に遭ったのかということから簡単に紹介します。黒板の私のプロフィールにも書いてありますように、一九九七年十月に妻が大学生に殺害されました。その時ちょうど、私の母親も瀕死の重傷を負わされたという事件です。この発端から申しますと、約一年前くらいから無言電話というのが始まりました。最初はちよつとしたいたずらだろうと受け止めていたんですけど、そのうちその無言電話が頻繁にかかってくるようになってきて、そのうち窓ガラスが割られたり、車に石を投げつけられたりしてくる、エスカレートしてくる形ですね。

ちよつとこれはおかしいということで調べてみたところ、怪しい男を見かけたということ。娘の関係を調べてみたところ、娘の高校時代のアルバムで発見したんですけど娘の高校時代の同級生だということが判明しました。判明したところ、家庭のなかの関係も親子関係もなくギクシクシになって、娘を責めるという形になってしまいました。娘に問いかけたところ、何にも接点がない。ただ同級生というだけでほとんど交流がないという男の子でした。

そういうことで近くの交番に対応してもらったところ、交番じゃ対応できないということで、所轄の筑紫野署で「何かあれば、まず110番してください」ということで対応していただきました。たまたま石を投げつけられるようなことがあって、110番したところ、110番は110番で「石を投げつけられたくらいでなんで110番するか」とけんもほろろの対応でした。警察の組織としての動きはそうでしょう。だけど、被害者としては被害に遭えば警察に相談するという形で一一〇番したんですけごその場かぎりの対応でした。

それをしてるうちに約一年、最終的に妻が殺害され、お袋が瀕死の重傷を負わされるといふ事件が起きました。ここにも書いてありますように犯人は精神科に通院歴があるというだけで刑に問われず、措置入院ということになりました。俗に言う、殺され損というやつですね。

そのような事件に遭って、私が犯罪被害者、遺族となって感じたこと、被害犯罪者とはということからお話したいと思います。

では、犯罪被害者とは何か「刑罰法に違反する行為によって生命、身体、財産、精神、又は人格などに対する被害を被った者、及びその遺族をいう」と警察のほうでまとめてあります。「国際宣言」のほうで、「犯罪およびパワー濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」の「被害者とは」というところで、「犯罪被害者とは、個人であれ集団であれ、加盟国で施行されている、犯罪的パワー濫用を禁止する法律を含むところの刑事法に違反する行為または不作為により、身体的または精神的傷害、感情的苦痛、経済的損失、または基本的人権に対する重大な侵害などの被害を受けた者をいう」とまとめてあります。しかし、このように難しい言葉で言ったところでまず分からない。イメージも湧かない。

実際、犯罪被害者には、いわゆる「正の」部分、「負の」部分があります。皆さんは「犯罪被害者とは」という部分でどんなイメージが浮かびますか。いわゆる「社会環境」、社会で作られた犯罪被害者像というのがあります。俗に言う「可哀想な人」、「悲しみに打ちひしがれた人」、「悲しみにじっと耐えている人」「泣き崩れている人」、「悲嘆にくれている人」…これが俗に言う、簡単な被害者像、社会で作られている被害者像ですね。これが正の部分、社会的に肯定されている部分です。

では、「負の」部分、社会通念に当てはまらない被害者像です。「被害者のくせに」、「被害者は被害者らしくしときなさい」、「被害者も悪いんだ」、「被害者にも落ち度があったんだ」、「権利ばかり主張して被害者意識が強すぎる」…という風な負の部分です。このように正の部分と負の部分があるんですね。確かに点として捉えるところという部分が見られます。しかし、線で見た場合、泣き崩れているときもあります。かといって、落ち着いているときは笑うこともあります。被害者も同じ人間、時間が経てば眠たくなる。お腹もすきます。ちよつとしたことで笑うこともあります。けど、

世間一般から見れば被害者のくせに笑っている。被害者に「そのくらいの被害でなんであんなに泣かなきゃいけないのか」とか「被害者意識が強すぎるんじゃないか」とか常に「被害者は被害者らしくしときなさい」と言う。では、被害者とはどのようなものなのか。やはり世間一般で作られた被害者像でしか判断していませんね。そういう被害者にも正の部分、負の部分があるのだということを皆さんに受け止めていただきたいと思えます。そして、点として捉えるのではなく線として捉える、流れて捉える。これは新聞記者の話ですけど事件があると「被害者の写真を撮ってきなさい。怒っている姿を撮ってきなさい、泣いているところを」と。やはりそれが一番絵になる。読者に訴える力が一番強いということですね。では、被害者は常に怒ってないといけないのか、泣いてないといけないのか、常に耐えとかなんといけないのか。やはりそういう一側面がある。線として捉えていただきたいということですね。

では、今度は同じ被害者でも一人一人違うということ、事件の質も違えば、母親が事件に遭った場合、父親が事件に遭った場合、子供が被害に遭った場合、一人一人違うということ。サラリーマン、自営業、何かの役職の方、農業されている方、一人一人環境が違う。生活環境が違う。背景がぜんぜん違う。単なる殺人事件として捉えるのではなくて、一人一人背景が違うということ。これはどんなことで表現するかというと、虫垂炎、盲腸ですね。盲腸の手術で死亡する確率はどれくらいだと思いますか。盲腸の手術では99.99%死ぬということはありませんよね。ちよつと切つて取るだけ。二三日もすればもう大丈夫。そういう風な盲腸ですね。すなわち0に近い死亡率。だけど、万が一、盲腸の手術で死ぬ人がいればその人にとっては100%の死なんです。それこそ0.00...%の死亡率かもしれませんけどその人にとっては100%の死なんです。それを考えていただきたいということですね。やはり一人一人違うんですね。

では続きまして、今度は死というものに向き合ったとき。皆さんもご存知かもしれませんが、心理学の世界に喪の準備というものがあります。病死の場合、事故死の場合、こういう犯罪被害に遭つての突然の死の場合。喪の準備という部分をまず考えていただきたいと思えます。

病死、例えば癌。長いこと入院していいよいよ死期が迫ってきた。脈がだんだん少なくなってきた。心電図がおかしくなってきた。もうそろそろ時間の問題かな。そしたら、先生のほうから「家族の方、覚悟しておいてください。親戚の方に知らせておいたほうがいいですよ」そういう死に向かつて時間があります。段階があります。そういうことによって、そろそろ死が近づいてくる。死を受け入れなければならないということで心の準備ができます。それは普通、病死の場合は共通して言えますよね。

それでは、事故死の場合。車にはねられた。表現が悪いんですが。事故死の場合はどうでしょう。今はもう車社会です。それこそ一人に一台という車の普及率になりつつあります。必然的に事故に遭う確率もずいぶん高い。また、自分が事故を起こすかもしれない。自分がいつ事故に遭うかもしれない。身近で交通事故があっている、考えられている。あの方が亡くなったという話をよく聞く。このように交通事故での死というものは身近にある。そのため自分もいつはねられて死ぬかもしれないという：覚悟って言ったたら悪いんですけど、ほとんどの方が気持ちとしてあります。自分には絶対事故にあわないと考えている方はやはり少ないです。

では、突然死の場合。私の場合もそうでした。朝から「じゃあ、今日も仕事に行ってくる。今日は何の予定もないし、会議もないから早く帰ってくるから」と言って家を出ました。そして、仕事に就く前に、朝の朝礼やその他をしているときに電話があり、「お母さんが倒れている。すぐに帰ってきて。」「何のことだ。」やはり今までの流れを考えると、そのとき一瞬やられたなという感じでした。ただ、晴天の霹靂というような形です。妻が殺された、死んだということとはまず考えることもありません。仕事柄、救急病院に搬送されて、救命措置をされているときに立ち会ったんですけど、現場にいたときからの話によると搬送されたときから心停止、呼吸停止の状態でした。そういうことを言われても、実際に横たわっている、処置されている体が妻とは思えない。今まで元気にやっていた人間がすぐに死んだ。そういう部分が受け入れられない。

実際に時間が経って、一週間、二週間してもなかなか受け入れることができない。だけど、現実的には葬式を出さな

いといけない。まず死亡を確定されたとき、事件ということで司法解剖に回されて、司法解剖から帰ってきて、妻の顔を見ても寝ているようにしか見えない。だけど、現実には死を聞いている。理屈では聞いている。葬式をして、四十九日をして、現実的には色んな対応をしているけれども、私が一番感じたのは四十九日が過ぎて、落ち着いて、葬式のときのこと、その他色々な事を振り返ったときにほとんど思い返すことができない。空白の状態。それが続いている。それだけ死を受け入れることができない。犯罪被害者とはそういうものなんだという一側面を知っていただきたいと思います。

では、実際に被害に遭いました。一次被害だけでは終わりません。二次被害、三次被害ということが続きます。一次被害、やはり直接の不測の事態、事件・事故ですね。身体的・精神的・社会的に大きな被害を受けます。それも直接的・間接的に。次はそういう被害に遭ったことで身体的・精神的にも色々な変化が生じます。そういう一次被害の次に二次被害、三次被害。では、二次被害にはどういうものがあると思いますか。二次被害とは周囲の者の対応によって生じる被害者の精神的苦痛。被害者を取り巻く環境にはどのようなものがあるのか。職場であったり、近隣の人たち、病院関係、警察関係、その他色々、その被害者を取り巻く人間関係、環境ですね。そういうところから、疑いであったり、非難、中傷、噂、好奇の目、その他色々。それから無神経なやりとりですね。色々な人がいます。

噂。私の家族の場合はどうだったかというところ、まず私の耳に間接的に入ってきたのは「娘さんが婚約していた。親がその婚約に反対していた。」全くどういふところからそんなことが出てきたのか噂だけが飛び交っている状態です。ではいったいどこからそんな噂が出てきたのか。取材、各メディアの聞き込みに誘導尋問的な情報収集というんですか。「娘さんと直接関係があったらいいですね。恋愛関係があったんじゃないでしょうか」そして、答える人たちは「そんなのがあったかもしれないですね」予測、尾ひれはひれで対応するんですね。そして、そういうのが流れていく。

自分には関係のないこと。俗にいう他人事です。隣の火事は大きいほどおもしろい。他人事だったら。だから私はいつも言うんです。自分の家族が、自分の身内がそういう被害にあったらどう感じますか。あなたが被害に遭ったときは

どうしますか。これをまず相手の立場に立って考えていただきたい。だけど、噂話っていうのはおもしろいですよね。人の話はおもしろい。やはり大事なこと、言っではいけないこと、相手を傷つけることは言わないほうがいいんじゃないかと。被害に遭った方に対して必要以上に気を遣ったり、奥歯に物の挟まったような言い方をして、被害者の方がかえって気を遣う。

では、実際に被害に遭われた方はどのような変化が生じてくるか。まず、身体的な反応、感覚的な反応、精神的な反応、色々あります。では、身体的な反応にはどのようなものがあるか。不安とか緊張です。まず身体症状からいきましよう。まず一番現れやすいのは消化器症状。食欲不振、嘔気、嘔吐、食べられない。そうすると体重低下、その他色々な消化器症状が出てきます。嘔気、下痢、その他ですね。今度は循環器症状。動悸、息切れ、震え、胸の苦しみ、脈が早くなったり、遅くなったり、血圧が上がったり、そのような循環器症状が出ます。またそれに対して神経器症状も出てきます。麻痺とか痺れとか視覚異常、食べても食べても食べた感じがしない、味がしない。

では、精神症状としてはどんなものが出てくるのか。不安、イライラ、怒り、無気力、恐怖、孤独感、疎外感、自責、悪夢、その他色々出てきます。それが一歩進んで俗に言うPTSDですね。今はどつちかって言うとPTSDという言葉だけが一人歩きしているというのがあるんですけど。もう皆さんも勉強されてご存知だとは思いますが、再体験症状、回避とか麻痺症状、過覚醒症状というようなPTSDの症状も出てきます。もう心理的な反応、過覚醒の反応、その他色々な症状が出てきます。

でも、常にそれが出てきているわけではありません。打ちひしがれて動けない。しかし生活はしなければなりません。買い物に行きます。買い物で外に出ます。そしたら、「あの奥さんが買い物している。何を買っているんだろう」そういう噂話避けるために隣町に買い物に行く。そういう風を実際、被害者の方はされています。

被害者がなぜ周囲に対して気を遣わなきゃいけないのか。これは有名な話なんですけど、東京の犯罪被害者センターに大久保恵美子さんという方がいらっしやいます。その方の最初の言葉なんですけど、「被害者は大声で泣くこともでき

ないのか。」泣いたら泣いたで色々と言われる。泣かなかつたら泣かないでまた言われる。じゃあ、交通事故で井上さんという方がいらつしやいます。この方は子供さんを亡くされ、生き残った娘さんもいらつしやいます。「まだ一人子供が残っているからいいじゃない」私の場合も「奥さんはいつまで想つても帰つてこんとやけん、もう諦めんね」という風に、人としては励ましの言葉かもしれませんが。今までの妻の存在がなかったかのような感じで言われました。

果たしてそれがねぎらいの言葉、助ける言葉なのか。やはりそういう部分を考えていただきたい。子供のことにしろ、妻のことにしろ否定されるような言葉かけ。必要以上に気を遣いなさいとは言いません。被害者は助けてください、お慈悲をくださいと言っているわけではありません。被害者としての当然の権利を主張しているだけです。被害者も同じ人間なんだ。そういうところをわかっていただきたいと思います。

では、精神的苦痛という部分では先ほども言いましたように大きなショックですよ。自分の家族、身内、夫が殺された場合はどんな反応をするのか。本当に後追い自殺をされる方もおられます。それこそ、精神的に打ちひしがれて、精神科に入院される方もいらつしやいます。

実は私も反応性うつ病で精神科に三ヶ月ほど入院してきました。私の場合も精神科の看護師でありながら精神科の患者に妻を殺された。精神病という部分に関しては理解しているつもりでした。精神科の患者さんに対して、患者さんの立場に立つて考える。そういう姿勢で仕事をしてきました。これでまるつきり変わりましたね。精神科の恐ろしさ、怖さ、やはり計り知れないものがあるんだ。実際、自分が体験して、精神科の患者さんに対して恐怖とか全くなかったんですけど、反対におろしくなった、怖くなったというのが事実です。

次に、また取り巻く被害、二次被害という部分で報道被害について述べてみます。事件があるのと同時に、怒涛のごとく各メディアが訪れ、各テレビ局、各新聞者、週刊誌。もうひっきりなしにボタンを押します。ピンポン、ピンポン。出てくるまでドンドン叩いて「ちよつと一言聞かせてください」とにかくそつとしておいてほしいのに次から次に、テレビで時々やっているような状態でしたね。今でこそ取材のあり方が考えられていますけど、それと同時に今度は一気

に潮が引いていくようにピタッと来なくなりませう。今度は次の事件が起きてくるから。取材したら次から次へと移っていく。ほとんどしゃべれないときにコメントを求められ、落ち着いて少し話したい、訴えたいときにはもうほとんど各取材陣は来ません。

一度、某新聞社が取材させてくださいと来たときに「四十九日が過ぎて落ち着いたら話しましょう。そのときに来てください」と言っていたところが一社だけ、それに対して四十九日が終わってから取材させてくださいと打診がありました。一社だけ来たので取材に応じました。取材のあり方、マスコミに対する不信という部分を一気に吐き出しました。

ちょうどそのときに犯罪被害者キャンペーンをやっていたときで、私の記事が「不信」という形で報道されました。もう名前もはっきり出しますが西日本新聞です。ちょうどそのときのキャンペーンを行って、デスク・編集をしていたのが私の小学校のときの同級生でした。同じ同級生でありながらも他人事の事件。キャンペーンをやって、デスクをしていても他人事。他人のことなんですよね。実際に私がその友人を頼って、相談して、初めて私の事件ということがわかって、それから色々と話すようになったんですけれど。他人事、自分に直接関係のないこと、仕事の一部。そういう風に捉えているのと自分の家族なり、身内なりとしての捉え方。やはり捉え方が変わってくる。そこを考えていただきたいと思います。

先ほども言いましたように社会的偏見、それもおもしろおかしく。これも私が直接聞いたんですけれども「お宅のお嬢さんは美人だから」。じゃあ、美人はみんなストーカーに遭うのか、美人はすぐに殺されないといけないのかと私は反論したかったですね。

それでは、性被害者の方が共通して言われる、夜道を歩いていたら「夜道を歩くほうが悪いんだ」。そうであれば、夜道を歩く人はみんな被害に遭うのか。ピカピカした、チャラチャラした服を着ていた。じゃあ、チャラチャラした服を着ている女性はみんなそういう被害に遭うのか。みんなは遭いません。だけど、皆さんはそういう風に言われます。そういう部分でバックグラウンドがある部分を考えていただきたい。それで自分なりに判断していただきたい。

新聞報道、テレビ報道では一部分しか報道しません。隠れた部分を自分なりに、評論家と言われる様に色々な事件、事故があったりするとああじやないか、こうじやないかと考え判断しますよね。それもいいですけど、まずはバックグラウンドにあるものは何なのかということを考えて、判断して、発言していただきたいと思います。

次に犯罪被害者週間というのが去年作られました。その前は犯罪被害者支援の日というのが設けられていました。犯罪被害者の日ではなく、支援の日。これは本末転倒しているんじゃないのかということと私たち被害者団体とその他団体で活動に対して申し入れをしたりして、一昨年、犯罪被害者週間というのができて、今、犯罪被害者週間というのがあります。

今までの話を通して「犯罪被害者とは」というのを人格としては捉えてもらうことができましたね。これはほんの一部であるということ。その後を自分たちで調べて勉強していただきたいと思います。

三

確かに被害者を取り巻く環境は大きく変わりました。二〇〇〇年を境に色々に対応の仕方というのは随分変わっています。最初に犯罪被害者というのが言われるようになったのは三菱ビルの爆破事件です。その事件を本なり、何なりで知っていらっしゃる方は何人いらっしゃいますか。そのときにやっと犯罪被害者というのが叫ばれだして、その後、数年して犯罪被害者給付金制度というのができました。それからほとんど変化がなく、被害者の環境も変わっていません。一昨年、やっと犯罪被害者基本法というのができました。

それでは、犯罪被害者基本法ができる前の被害者の権利、それと事件を起こした加害者の権利。加害者の権利、被害者の権利はどのようなのをご存知ですか。黙秘権、国選弁護人、被疑者の権利はたくさんあります。

これに対して、被害者の権利は何かありますか。ゼロです。はっきり言ってゼロ。普通、被害者にも何か権利がある

はずだと、社会通念上、常識上では言われていますけど、被害者の権利は全くありません。今、やっと犯罪被害者基本法ができて、また裁判制度そのものも変わってきて、「被害者の権利」というものができつつあります。

裁判員制度、裁判の制度も変わってきていますね。それでは、今までの被害者を取り巻く環境というものをちよっと考えていただきたいと思います。裁判に参加するとき、今まで被害者はいくまで傍聴人と一緒でした。自分の家族が被害にあった事件だからと優先的に傍聴できるというわけではありませんでした。一傍聴者でした。

被害に遭った家族の遺影を持ち込むこともできませんでした。黒の背広などで裁判に出席することもできない。これはもう笑い話ですけど、裁判に黒の背広を着て入ろうとしたら喪服を着て入らないでくださいと言って退廷させられたそうです。なぜなのか。加害者に重圧をかけるから、プレッシャーをかけるから。遺影を持ち込むことすら加害者に重圧をかけるからということ。裁判長の判断で排除されていました。今はやっと、遺影を持ち込むこともできます。そういう風に少しずつ変わってきていますが、被害者にとって権利というものは全くなかったということですね。

それが犯罪被害者基本法というのができまして、その法律の一条で、「この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする」と初めてここで謳われています。

「犯罪被害者等の権利利益の保護を図る」それと三条の「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」：「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」こういう文面が盛り込まれました。

今、施策、その他が論議されている段階で、今から具体的にどうしよう、こうしようということが内閣を中心に話されています。一番分かりやすい説明を紹介しましょう。交通事故に遭ったとき一番簡単な表現でいきますとお金。自賠責、任意保険、その他で自動的に三千万、四千万、高いところで一億、そういう部分でお金があります。犯罪被害者の

場合は全くありません。加害者に支払い能力があるか、ないか。これも加害者のほうに請求しないとありません。まあ、下世話な話ですけど一番簡単な説明ですね。今やっとな犯罪被害者給付金というのがありますが、でもそれも何百万、五十万、百万…。今、計算式があがってやっとな一千万、二千万というところにあがっています。経済的支援という部分で犯罪被害者給付金も自賠責並みの保証をしたらいいのではないかと論議されています。

被害者の場合、一家の家長、父親が被害に遭って殺された場合はどうでしょうか。まず、食えることから困ります。生活が成り立ちません。それこそ明日の食えることから心配しなければなりません。

では、加害者の方はどうでしょうか。冷暖房の効いた三食昼寝つきの拘留所。この環境の違いはどうでしょう。加害者は自分がしたことに対しての国の法律で制約ということもありますが、生活には困らないわけです。だけど、被害者は食えることから住むところから困る。この違いを考えていただきたいです。

実際、被害者と加害者にどれほどの費用がかかっているのか調べたものがあります。被害者、加害者に国選弁護士、その他色々なものに使われています。これは約四年前のものなんですけど、加害者に使われたのが約四百億、被害者に使われた金額はたかが四十億。四百億と四十億。日本の刑法の出発点という部分の違いだと思いますね。加害者の人権、冤罪をなくすという部分で加害者のための刑法。反対に、被害者について全く考えられていません。だから、法律家そのものも被害者について全く知らない。知っていてもそういう部分には目を向けない。

今やっとな被害者学というのが生まれて、被害者のことに関して論議されるような機運になっています。加害者がいるんだから被害者がいる。被害者抜きでの裁判というのが今までありません。

しかし、一被害者のために裁判があるのだと勘違いされる方がほとんどです。事件のときに調査を取られて、「加害者に厳罰を求めますか」と必ず聞かれます。被害者は必ず「厳罰を処してください、死刑にしてください」と報復感情をあらわにします。そういう部分は全く反映されません。

わが国の刑事司法はどうなっているのか。最高裁の判例なんですけど、「わが国の刑事司法は被害者のためにあるので

はない」と判決として出ています。それでは、誰のための裁判なのか。これが現実です。それを知っていたら、加害者を処罰するのは被害者のためではなく、国民のためです。被害者はそっちのけです。被害者は蚊帳の外におかれたままです。

最近、そういう部分で皆さんもご存知のように、被害者も裁判に参加できるようにになりました。加害者に対して直接質問をできるようにになりました。裁判の過程で被害者感情を述べることができるようになりました。その意味で徐々に被害者を取り巻く環境が変わってきました。

やはり被害者としては一番知りたいことは何でそういう事件に遭わなければならなかったのか。どのような最後だったのだろうか。そういうことが突然の事件・事故死では全く分かりません。そういうことを警察発表で聞くのはほんの一部分です。遠まわしに取材者辺りから耳に入ってくる。そこでやはり真実を知りたいというのがあります。そういう部分で私も訴えています。医療界ではインフォームドコンセントというのが常識になっています。インフォームドコンセントがどういう意味なのかわかりますか。必要なことを説明してそれに同意する。説明と同意。事件その他があったときに色々なことを聞かれます。そのことに対して説明というものはありません。司法でも全くですね。裁判の過程でどうなっている、こうなっているという説明はあるけれども、それに対して納得できないことをこちらが聞けない。

このように、やはり被害者は「素人」です。裁判などに関わるのはほとんど初めてなのです。いわゆる「素人」ですね。俗に言うプロと素人の違いです。被害者が最初に接触するのは警察官です。事件・事故の処理、解決にあたるのは警察官です。警察官と被害者の関係はどんな関係ですか。警察官は捜査をしてやる人、捜査をする人です。これに対して被害者は捜査してもらう人、捜査をお願いする人です。これはどういう関係ですか。上下関係、縦関係ですね。プロと素人の違いですね。警察は事件事故の処理を基本的に行っているプロです。被害者は初めてそういうところに遭遇して何も分からない、何を答えばいいのかわからない。そういう人たちにとっては単なる上下関係なのです。強者と弱者の関係です。それと同時に人間対人間の関係です。警察官も人間だし、被害者も人間です。二重構造になっているこ

とを知っていたらいい。

これはあなたたち、これから被害者支援にかかわる方もおられるかと思いますが、支援者にとつて被害者は支援される人、支援をしてやる人、支援を受ける人です。絶対に縦関係、強者と弱者の関係にはなつてほしくない。そうすることによつて二次被害、三次被害が生まれます。人間対人間なのです。やはりプロとしてそういう環境があるのだというのを頭に入れて上下関係になつていただきたい。二重構造になつていられることだけは覚えていただきたい。

こちらとしては仕事の一部分として流してはどうしても事務的・機械的になつてしまふ。だけど被害者としてはこんな扱いを受けた。あんな扱いを受けた。一番いい例なんですけどね。一通り捜査が終わると今度は裁判です。再度、検察庁に呼ばれて、検察官に色々聞かれて。被害者が行つて、聞かれたことに答えて、それから帰つてきたときの反応です。「検察庁に行つて、また尋問された。被害者がなんで尋問を受けなきゃいけないのか。」検察官はただ機械的に聞いていることかもしれません。その聞き方、態度、そういう部分が影響している。

被害者もそのときの心理状態によつて全然違います。喋れるときなのか喋れないときなのか、矢継ぎ早に質問されて、それに答えるのがやつとです。その時々のお困り、態度の違いがあります。点として捉えている場合には尋問されているとしか思えない。先ほどから何度も言っているんですけど、全体的に流れとして見てもらいたい。

では、被害者として声高々に言いたいことという部分で、皆さんもよくご存知だと思つてですけど、光市の本村洋さんがいます。あの方が初めて被害者として声高々に訴えられました。「死刑だ」と。みんなそう思つていてもなかなか言えない。社会のしがらみ、そういうことでみんな抑えている。では、周囲の受け取り方はどうでしょう。「死刑なんてあれは行き過ぎだ。どんな神経をしているんだろう」。やはり一人一人、受け取り方が違う。同調する方もおられるし、反対する方もいる。ひとつの流れとして見ていいたら、そうなのかと分かんと思つていただきます。

次に、我々、犯罪被害者の会の紹介なんですけど。今、私たち犯罪被害者の会は東京を中心に中部・名古屋、関西・大阪、九州と四ブロックに分かれて活動しています。まず、被害者の権利獲得、被害回復制度の制定。訴訟参加を目指しています。このなかで先ほども言いましたように裁判に参加することができていないので、まず訴訟参加を訴えてきました。やっと実現して、我々がまとめていたものが部分的に認められて、被害者の弁護人、検察官の横に座って被害者が質問することができるようになりました。それもまだ制限されていて、まず検事、弁護士に相談して裁判官に問うて、裁判官が許可して初めて質問することができます。裁判でそうやって聞けるようになったということだけでも画期的というところで評価されていますが、被害者としてはまだまだ不十分だと思っています。付帯司法という言葉もあります。刑事裁判と民事裁判を一緒にしてくださいという内容です。でも、できない。延々と二年三年と時間をかけて、それが終わったら民事裁判が始まります。同じ想いを二度も繰り返さなくてはならない。大体表面的部分を紹介させていただきました。

被害者の歴史的流れというのを見ますと、昔はハンムラビ法典じゃないけれど、「目には目を、歯には歯を」という被害者の黄金時代でした。報復が認められていました。江戸時代もあだ討ちが認められていました。

それから今度は明治憲法になって、あだ討ちが廃止されて、国が代わりに処罰してあげましょうということになりました。それから被害者の惨めな氷河期が始まって、やっと被害者に目が向けられるようになりました。昭和四十九年八月に三菱重工ビルの爆破事件がありました。そのときに被害者に対して給付をしようという話が立ち上がりました。四十九年にその事件があつて、話が出て、五十五年に初めて犯罪被害者等給付金支給法が成立しました。お国の仕事というのの時間がかかるんですね。それから、昭和六十年に犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第7回国際連合会議で「被害者とは」という部分で司法の基本原則が制定されました。そして、平成二年になって初めて日本に犯罪被害者学というのが入ってきて、平成二年の四月に犯罪被害者相談室が初めて設けられました。そして、私がちょうど出版した年に

ストーカー法が制定されました。私は仕事柄ストーカーという言葉を知っていましたがほとんど社会ではストーカーという言葉は使われていませんでした。それから、地下鉄のサリン事件があつて各県に被害者対策室、相談室、支援室、そういうのができてやつと充実してきたかなという感じでした。

今、大まかな部分の話したんですけど、私は一方的に話すだけというのはしたくない。みんなの意見を必ず聞くようにしているんですけど、実際に被害者とは、被害者の人権、被害に遭った人の環境そういうのをどのように考え、自分にどのようなように受け止めたか、自分が関わるならどのように関わりの持ち方があるのか、皆さんにお聞かせ願いたいと思つています。それでは、簡単に今まで話したところで意見なり、質問なり聞かせていただきたいと思つています。

—— 具体的に周囲の人の対応で嬉しかったことや嫌な思いをしたことはなんですか。

実際に自分が体験して嬉しかったこと、いいこともあります。悪い部分も。では、いい部分というのは私は友人に恵まれました。すぐ近くにいる友人なんですけど何にも言わない。それこそ、「飯食おう」「一杯飲もう」酒、食材を提げながら、何にも言わずに何もかも提げてきて、毎日通ってくれました。「元氣出せ」とか何にも言わないで、ただ「飯食おう」と。何かそういう人たちに対して何々をしてあげましょうではなくて、ちよつとしたこと。例えば、買い物に行つてあげるとか洗濯をしてやるとか、ちよつと子供さんを預かつてやるとか。身近なことでもこれをしてもらつたら助かるなどということを見つけて出していたきたい。「してあげる」だと思着せがましくなってしまう。頼みたくない。嫌味な印象が伝わります。何の気なしにこれをやつたら助かるなどいうことをせひしてあげてください。それとまた私の職場環境なんですけど、九大病院という大きな金看板という部分で報道に対して職員その他にかん口令が敷かれて、職場で色々なことで困るといふことはなかったですね。色々な対応の会社がありますけど職場環境は恵まれ、専門的・精神的なフォローは十分ありました。職場でおかしければすぐに精神科を紹介してくれる。入院治療をさせてもらう。経済

的には確実に給料が入ってくる。そういう部分で助かったなという部分はありますね。

それと反対に嫌なことは全く関係のないことが周囲に飛び交っている。これは笑い話なんですけど、ある週刊誌が来まして、「おばあちゃんを取材させてください」と。「おばあちゃんは現代の英雄ですよ。自分の体を張ってお孫さんを守られたそうですね。英雄です。ぜひ取材させてください」「それはどういふこと」と訊きました。一般常識的に考えて、お袋は大正五年、もう九十歳過ぎていらっしゃるんですけど。そのときでもまだ八十そこそこ。明治の人間。大正の人間。昭和の人間。平成の人間。昭和も戦前の人間、戦後の人間。考え方が全然違います。それと、祖母として孫を守る。親が子を守る。これは母性本能にしる、当たり前のことです。そういう部分が飛んでいるんですね。「祖母として孫を守る。体を張つても守る。それが常識的な考え方ではないだろうか。それをもう一遍考えてから取材に来てくれんね」と出版社に言ったら、それ以来来ませんでした。しかし、一側面から見たらそれも正論なんですよね。今時、体を張つて孫を守る。美談です。フォーカスの当て方によっては変わってくる。俗に言う黒のものでも白になる、白のものでも黒になる。フォーカスの当て方でコロツと変わる。新聞記事、週間記事、全く違うことが書いてあります。やはりフォーカスの当て方が違う。その裏になっている部分は何だろうかと自分なりに考えていただきたい。

—— 刑法三十九条の問題が出てきているわけですけども、措置入院というのは例えば検察庁から連絡があり、入院してから治療が済めば退院しますよね。そういう連絡というのは受けられたんでしょうか。

それは全くありません。まず措置入院をしたという連絡もありませんでした。担当した検察庁にどうなったのか聞いて、「今、措置入院をしました。だから、不起訴です。」それも電話一本でした。その入院先が私の知っているところで、院長が懇意にしている人だったので、オフレコで「今こういう状態」ということは聞きました。「主治医も九大系としてはつけない」と院長が言ってくれているとオフレコで聞きました。個人のプライバシーが優先して被害者に教えてくれない。でも、現在は刑務所から出るときに被害者に連絡があるんですね。だけど、精神科に入院した場合はそ

ういう連絡はないです。

刑法三十九条を排除せよとかいう色んな話がありますけど、精神科で仕事をしている立場として三十九条をどういう風に考えられていますか。

三十九条は大きな問題です。実際にこういう精神科に関わっているんですけど、そういう殺人を犯した人から国の方が先に裁判を受ける権利を取り上げている。その患者さんにとっても裁判を受けて、はじめをつけたい。なぜ裁判を取り上げるんだと言われる方もおられます。反対に精神病、ハウゼン症候群というのがあるんですけど、詐病、いかにして病気を作って刑を逃れるか。そういう人も現実にあります。だけど、現場サイドから言わせると事件は事件。いくら病気であろうと起した事件は事件です。それに対する義務と責任は取るのが当たり前です。病気だったら入院して治療を受けさせる。あくまでも事件に対して、起したことに對して責任・義務というのは病気であつても負わなければいけないというのが基本的な私の考えです。

病気だから治つて、退院した時点で裁判を受けて刑を科すというそういう風な対策を講じないといけないと思われませんか。

今、そういう風な議論もされているらしいんですけども、まだ精神司法という部分ではまだまだという感じですよ。私たちの活動も今は訴訟参加ということではほぼ活動を成し遂げた段階です。本年度からは少年法改正に向けて活動を始めました。それと、もう一つの柱として触法、三十九条問題があります。そういうところでこれから取りかかっているかなと思つているところです。

被害に遭われたときに被害者の方が素人で外の警察官とかがプロとおっしゃいましたが、そういう被害者の方の

立場として事件に遭ったときにどうすればいいのか教えてくれる制度としてどのような制度を望まれますか。

まず加害者は事件を起すのと同時に裁判があります。夜中であろうと何であろうと、当番弁護士という制度があり、弁護士が対応します。だけど、被害者にはそれがありません。いざ雇うとしても自費、自分のお金で雇わなければなりません。弁護士を雇う経済力のある人はいいい。普通、一般の人はまずそういうことはできません。今、弁護士会も要請しているし、我々、被害者団体も要請しているんですけど事件が起こると同時に被害者にも弁護士をつける。やはり、そういう制度があるといいなということですね。それと、支援組織の充実です。もう聞かれたこともあるかと思えますけど、アメリカとかイギリスとか、色々な支援組織があります。事件が起こると同時に、警察が動くと同時に支援者が動くというシステムがあります。日本の支援組織と言えば、被害者支援センター、サポートセンターですね。まだまだそこまでいっていない。充実していない。裁判と一緒に同行したり、ちよつとした援助をしてやるとかそういう部分です。それも要請があつて初めて。要請がない限りできない。そういう状態だから被害者にも弁護士をつける。そうすれば捜査の段階から裁判の段階、また生活に対応できる。そういう色々な対応が必要だと思います。今、都道府県いくつもあるんですけど被害に遭ったと同時に、住むところに困るから、優先的に住居を確保しようということから簡単に言ったら出てきます。

藤田博さんの講演を聴いて

福田 三希

犯罪被害者はあらゆる場面で傷つけられている。加害者、マスコミ、警察、検察、周囲の人々の言動に傷ついたり、家族同士で理解し合えずに傷つけあうことも少なくない。さらに治療費が自己負担となったり、事件の後遺症に会社が理解を示してくれなかったりで経済的に苦しむこともある。このような状況を改善するために被害者は立ち上がり、現状を訴えている。本当は話したくない辛い体験を話すのは、自分たちのように苦しむ人を出さないためである。私たちはしっかりと被害者の声に耳を傾け、一緒にこの問題について考えなければならぬ。そして、そういったことが二次被害の防止にも繋がるのではないだろうか。また、藤田さんが指摘されたように「線としての支援」として犯罪に遭ってから裁判まで希望があればボランティア等が付き添ってくれるような支援制度も必要である。何もわからない被害者を多方面からサポートする欧米のような支援制度があれば、被害者はもっと心強いのではないだろうか。

ここで、今回の藤田さんの講演を通して、二つの問題点について触れたい。

一つ目は、刑法三十九条である。加害者の大学生は「犯行当時、責任能力がなかった」として不起訴になった。愛する家族を突然奪った犯人が何の罪にも問われないのでは、被害者や遺族は納得できないだろう。さらに、連絡制度の不備により何も知らされない被害者は孤独感を一層深めることになった。まずは加害者の入退院の通知等の支援制度の充実に早急に行ない、被害者の苦痛や不安を少しでも軽減できるよう努めてほしい。三十九条については被害者の感情、加害者の人権、責任能力問題、治療の優先、精神鑑定の曖昧さ、起訴前鑑定による不起訴率の高さ、詐病等の問題を含めて十分な議論・検討を行う必要があるが、触法精神障害者は罪を犯し、他人の人権を侵害したのだから、被害者や加害者、社会の安全のためにも治療を優先的に行ないながら、人として自らの犯した罪を償わせる方法を考えるべきではないだろうか。

二つ目は、二次被害についてである。藤田さんは多方面からの二次被害でさらに傷つけられた。特にマスコミによる過度の取材は藤田さんに多大なストレスを与えただけでなく、住民の誤解を招き、事実無根の噂まで生んだ。もっと報道機関の負う責任、影響の大きさを自覚するべきではないだろうか。また、周囲の人はまず相手の立場に立って行動するべきではないだろうか。自分だったら興味本位の噂にどれほど傷つくだろうか、自分だったら「亡くなった人のことは忘れなさい」という言葉かけをされてどう感じるだろうかと相手の立場に立って、自分の行動を見つめなおしてほしい。

二〇〇四年に犯罪被害者等基本法が成立し、ようやく犯罪被害者にも目が向けられるようになった。一般論ではなく、実際の被害者がどのように苦しんでいるのかまず知らなければならぬ。そして、どんな支援が必要なのか、自分には何ができるのかをしっかりと考えていきたい。